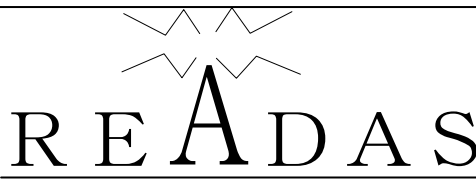


第 5084 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 9日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 会計帳簿閲覧請求権

Q：当社の少数株主から、帳簿を見せて欲しいといわれました。見せなければいけないのでしょうか？

A：一定の株数を有する株主には見せなければなりません。

【解説】

会社法では、原則として、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く）数の100分の3以上の株式を有する株主には、会社帳簿閲覧請求権を認めています。

会社帳簿閲覧請求権とは、会計帳簿と領収書などの原資証券などの閲覧や複写を求める権利をいい、株主がこれを行行使する場合、会社に対して請求の理由を明らかにする必要があります。

会社は、要件を満たす株主から請求があった場合には、原則として閲覧を拒否することはできませんが、次の場合には、請求を拒絶することが認められています。

- ①請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求したとき
- ②会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求したとき
- ③請求者が会社の業務と実質的に競争関係にある業務を営み、または従事するとき
- ④請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するために請求したとき
- ⑤請求者が過去2年以内に④の事実がある時

